

仙台市みどりの基本計画 2021 ▶ ▶ ▶ ▶ 2030

「仙台市公園マネジメント方針」



令和4年3月

仙 台 市

<目次>

第1章 はじめに	p 1
1. 仙台市みどりの基本計画との関係	
第2章 本市の公園の現状・課題等	p 7
1. 公園を取り巻く社会情勢の変化	
2. 公園の現状	
3. 課題	
第3章 公園マネジメント	p 17
1. 公園マネジメントの推進	
2. 公園マネジメントに関する事業・取組み	
第4章 事業・取組みの進行管理	p 29
参考資料	p 30

第1章 はじめに

1. 仙台市みどりの基本計画との関係

仙台市の公園整備は、明治8年（1875年）の西公園の開園にはじまり、これまで法令や緑の基本計画等に基づき、着実に整備量を増やしてきました。全国に先駆け、昭和48年（1973年）に制定した「杜の都の環境をつくる条例」に基づく保存緑地制度や都市緑地法の制度により地域制緑地についても確保を進め、さらに平成11年度（1999年）から展開した百年の杜づくり事業の都市緑化等により、みどりのストックの充実を図ってきました。

一方で、急速な都市化に伴って整備された都市公園が開園後30年以上を経過し、施設の老朽化の進行、維持管理費の増大、安全性の低下が顕在化しています。整備された時期や地域によっては、宅地の開発制度などとも関連し、画一的な施設や狭小な公園が過密に整備されるなど、機能や配置にも偏りがみられます。

令和3年（2021年）6月に策定した「仙台市みどりの基本計画2021-2030」（以下、みどりの基本計画）では、基本理念に「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりで育むひと、みどりが育むまち～」を掲げ、これまで市民協働により取組んできた、良好なみどりの保全・創出を行う「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりが有する多様な機能をまちづくりに積極的に活用するグリーンインフラを推進することで、新たな杜の都の実現を目指すこととしています。公園については、近年の管理上の課題や国の動向等を踏まえて、施設マネジメントや既存ストックの有効活用の観点から、公園の持続可能な運営管理を進めるためのあり方に関して、基本的な方向性が示されています。

本方針は、みどりの基本計画から公園マネジメントに関する項目を抜粋し、補足や加筆を行い、公園の都市資源としての積極的な活用や適正な維持管理の推進、管理体制の充実について分かりやすくまとめたものです。

対象は、本市が所有するすべての都市公園とします。

仙台しみどりの基本計画 2021-2030

○基本理念

「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都 ～みどりを育むひと、みどりが育むまち～」

⇒百年の杜づくりの継続とグリーンインフラの推進

○基本方針・具体的な事業・取組み

- ・基本方針 1「みどりと共生するまち」
公園や道路における透水性舗装や雨庭等の整備、
都市公園の防災対策・機能向上など
- ・基本方針 2「みどりで選ばれるまち」
都市公園の機能再編事業、
都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進など
- ・基本方針 3「みどりを誇りとするまち」
青葉山公園、西公園等の整備事業、
定禅寺通緑地魅力アップ事業など
- ・基本方針 4「みどりとともに人が育つまち」
身近な公園の整備・再整備事業、
子どもの遊び環境の充実、プレーパークの拡充など
- ・基本方針 5「みどりを大切にするまち」
公園施設の長寿命化、市民参加による公園運営管理
公園マネジメント事業の推進体制の充実など

○計画を推進する上での配慮事項

⇒「公園マネジメント」の推進

公園関連の内容を
とりまとめ+補足

仙台市公園マネジメント方針

～都市公園～

都市公園とは、国や地方公共団体が設置する「公園」や「緑地」のことで（都市公園法第2条）、公園の機能・目的・利用対象・誘致圏域などにより街区公園、近隣公園、総合公園や都市緑地などに分類することができます。

都市公園は、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の保全など、公園緑地が在ることにより「環境保全的な役割」を果たしています。また、様々なレクリエーションの場や地域活動などの人々の交流の場、観光振興の拠点となるなど、公園を訪れ、利用することによる「保健休養的な効用」ももたらすものです。

人々の生活の中で様々な役割を担っている都市公園を、都市の資源としてとらえ、最大限に活用していくことが不可欠となっています。

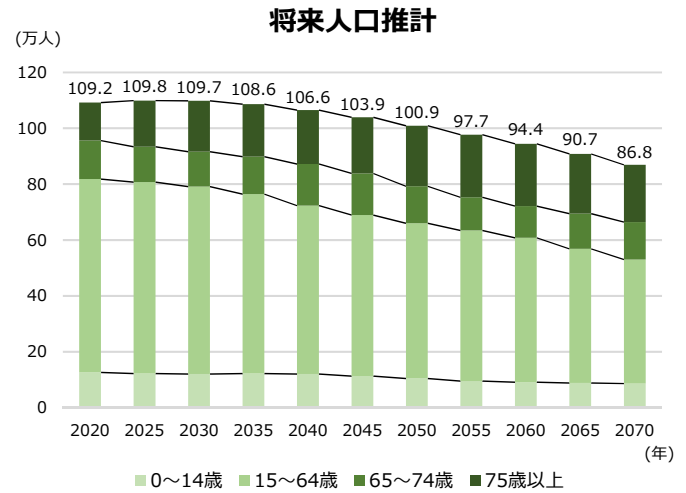
第2章 本市の公園の現状・課題等

1. 公園を取り巻く社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の急激な進展

日本全体で人口減少が進む中、本市においては人口増加が続いています。しかし、2025年から2030年頃にピークを迎え、その後は減少し、2050年から2055年にかけて100万人を割り込むことが見込まれています。また、人口構成では、年少人口が低下し、高齢人口の上昇が見込まれています。

このような人口動態の変化を踏まえ、本市の公園における施設のあり方について検討が必要となつていきます。



出典：第2期仙台市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 自然環境と都市機能が調和した持続可能な都市づくりの推進

本市では、市街地の拡大を抑制することを基本とし、地下鉄沿線の都市軸や鉄道沿線に都市機能を集約及び高度化するとともに、鉄道を中心とした公共交通による多様な都市機能へのアクセス性向上を図り、環境負荷の少ない機能集約型の都市づくりを進めています。

また、市街地は量的に一定程度充足してきていることから、これまで以上に「つかう」という視点を持ち、魅力や活力あふれる都市活動が展開される持続可能で多様性に富んだ都市づくりに積極的に取り組むこととしています。

公園においても、このような都市づくりの方向性と連動し、都市活動の舞台となる場所としての質を高めるための再整備や運営管理が必要となっています。



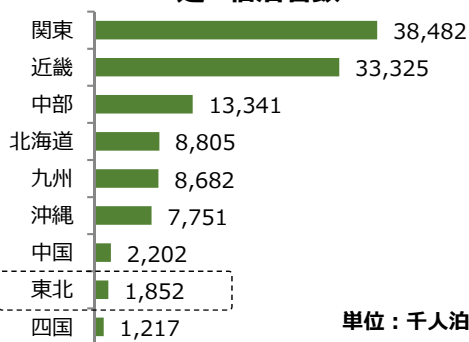
出典：仙台市都市計画マスタープラン 2021-2030

(3) 交流人口の拡大

本市の外国人宿泊者数は、令和元年（2019年）まで5年連続で過去最多を更新していますが、他地域に比べると東北地方は低水準にあり、東北の交流拠点としての役割を担う本市において、地域資源の発掘や都市の魅力向上等の取り組みが必要となっています。

公園においても、歴史・文化・自然などの固有の資源を生かし、国内外の観光客を誘致するための公園整備や運営、情報発信を行う必要があります。

令和元年(2019年)地域別外国人延べ宿泊者数



単位：千人泊

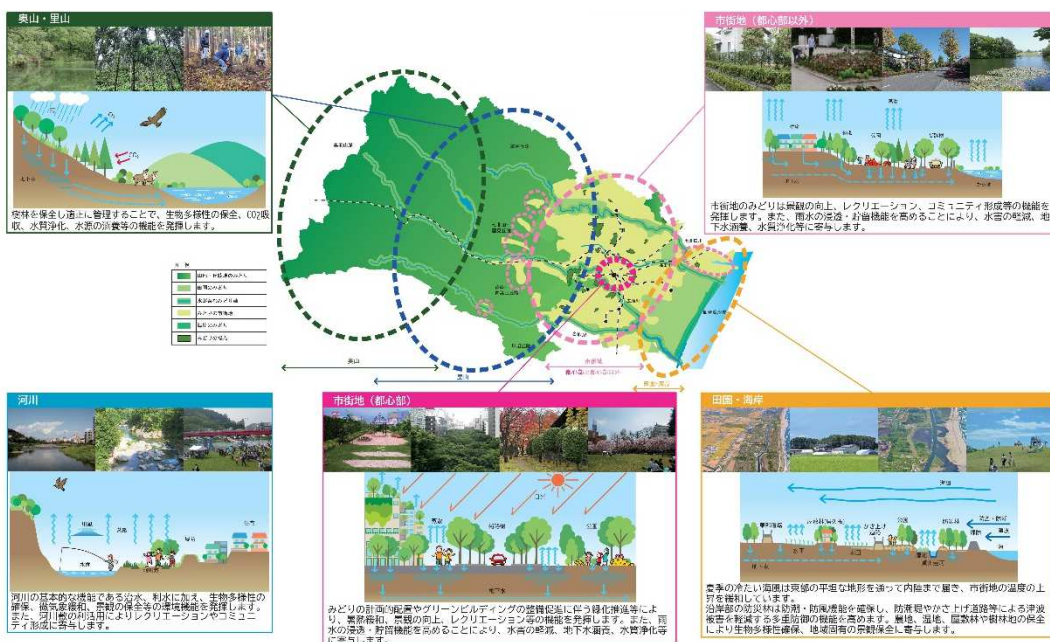
出典：観光庁 統計資料により作成

(4) グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」は、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方として、1990年代後半から欧米を中心に展開されてきました。日本では、平成27年（2015年）に「国土形成計画」に位置付けられ、令和元年（2019年）7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されています。

仙台市基本計画では、グリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）」と捉えており、グレーインフラとグリーンインフラが相互に補完しあうことで、防災、環境、健康などの様々な分野での都市の機能をより高めるものと位置付けています。

本市では、藩政時代からの豊かな屋敷林を育てる文化から、みどりを日々の暮らしやまちづくりに欠かすことができないものとして大切に手入れを行い、その多様な機能を活用してきた歴史があり、長い時間をかけて「グリーンインフラ」によるまちづくりに取り組んできたと言えます。近年、まちづくりにおける様々な課題が顕在化する中、公園においてもグリーンインフラをより一層推進していくことで、みどりを活用した都市機能の向上に積極的に取り組むことが求められています。



(5) オープンスペースの積極的な活用

平成 28 年（2016 年）に国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において、人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの政策は「新たなステージ」へ移行すべきであり、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 つの観点を重視する必要があるという提言がなされました。

また、令和元年（2019 年）には同省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」から『居心地が良く歩きたくなる まちなか』からはじまる都市の再生」が提言されています。この提言の中では、『Walkable（歩きたくなる）』『Eye level（まちに開かれた 1 階）』『Diversity（多様な人の多様な用途、使い方）』『Open（開かれた空間が心地良い）』の 4 つのキーワードが挙げられ、今後のまちづくりの方向性として、官民のパブリック空間をウォークアブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成していくことにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築していくことが重要であると示されました。

本市は、この提言に賛同し、国土交通省とともに取組みを進める「ウォークアブル推進都市」に登録しており、官民の連携を図りながら、居心地がよく歩きたくなるまちなかの創出に向け、公園をはじめとする様々なオープンスペースの積極的な活用を推進していくこととしています。

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ



出典：国土交通省都市局

(6) 感染症を契機としたまちづくり

令和元年（2019年）に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に広がり、私たちの生活と地域経済に深刻な影響を与えました。この感染症に対応するため、一人ひとりの暮らし方や働き方も見直され始めています。

都市公園をはじめとするオープンスペースは、換気の悪い密閉空間を避けることができ、子どもたちの遊びの場や家族の憩いの場、人々の心身の健康の維持増進を図る場として利用され、その価値が再認識されています。一方、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で多くの市民が都市公園を利用した結果、運動や遊びの施設等を備えた公園では利用者の密集が避けられず、一部の公園施設を閉鎖せざるを得ない状況も生じており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いながら安心して公園を利用してもらうための様々な工夫が必要であることも明らかとなりました。

令和2年（2020年）には国土交通省から、新型コロナウイルス感染症を契機としたまちづくりの方向性が示されており、様々なニーズや変化に対応できるよう、オープンスペースの柔軟な活用が求められています。



出典：全国都市公園整備促進協議会

(7) 財政制約の深刻化

本市の財政状況は、少子高齢化に伴い社会保障費などの義務的経費が増大しており、公共事業費などの投資的経費の抑制によって対応している状況です。

本市の公共施設（建築物）は、築30年以上の施設が4割を超えており、今後、建築物やインフラ施設の老朽化に伴う維持費の増大が見込まれることから、施設の長寿命化や効率的な維持管理、さらには施設機能に着目した公共施設の見直しなどによる財政負担圧縮が不可欠となっております。公園施設においても他の公共施設と同様であり、長寿命化への対応や既存ストックの有効活用といった施設マネジメントの視点が重要となっております。

2. 公園の現状

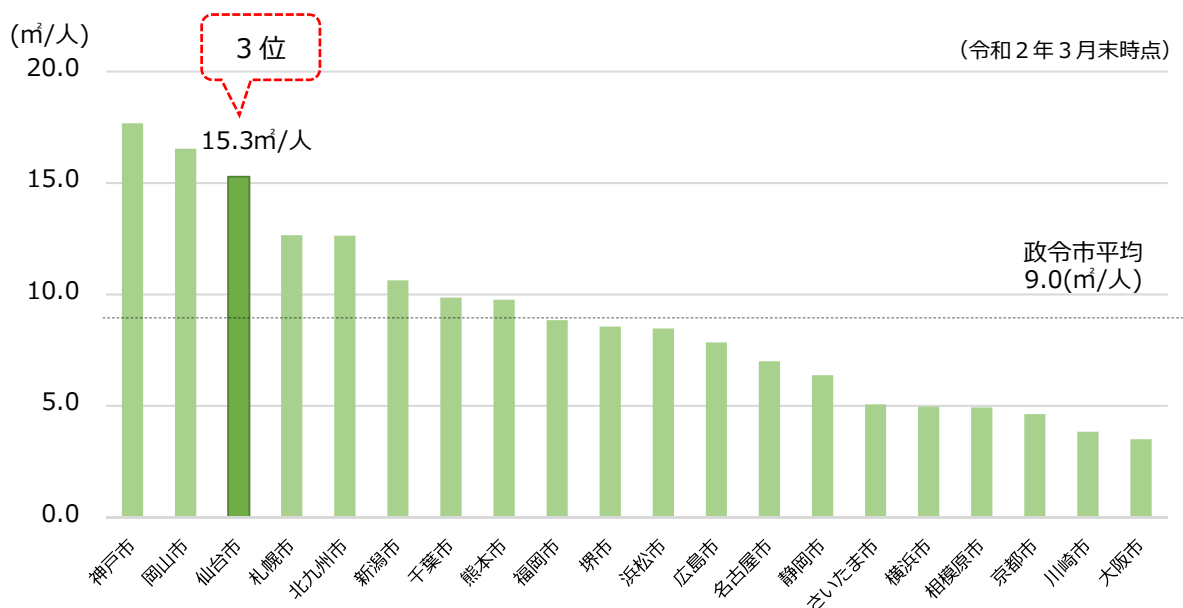
(1) 公園の整備状況

令和3年4月現在、本市の都市公園は全体で1,814箇所、約1,630haとなっております。

他の政令指定都市と比較すると、令和2年度の国土交通省の調査の結果、1人当たりの公園面積は第3位となっており、高い水準にあると言えます。その一方で、街区公園の1箇所あたりの平均面積を比較すると15位となっており、また本市の街区公園の面積別割合では、50%以上が500㎡未満であり、小規模の公園が多数存在するという特徴があります。

さらに、公園の配置状況は地域によって偏りがあり、密集して公園が分布する地域がある一方で、旧市街地を中心に公園空白地が存在します。

1人当たりの公園面積の政令市比較

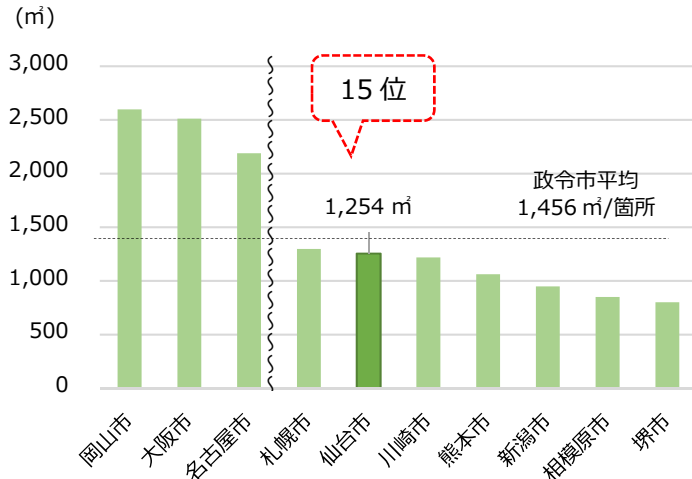


出典：国土交通省 令和元年度末都市公園等整備現況調査により作成

1箇所当たりの街区公園面積

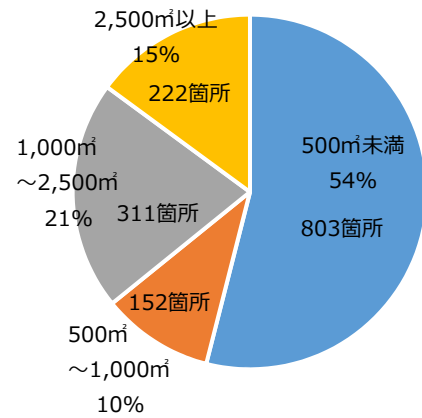
の政令市比較

(令和2年3月末時点)



本市の街区公園面積別の

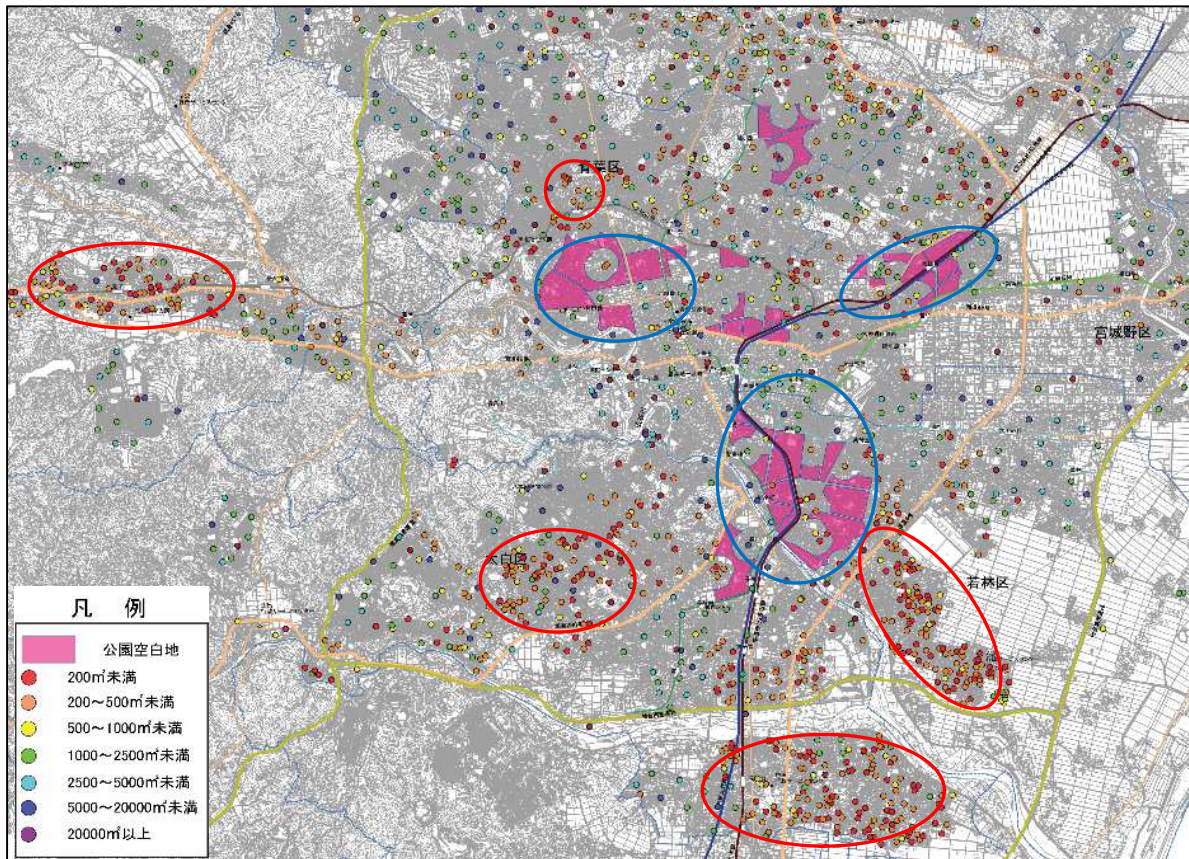
箇所数割合



(令和3年4月時点)

出典：国土交通省 令和元年度末都市公園等整備現況調査により作成

都市公園の配置状況 (令和3年4月現在)



○ : 公園空白地が多い地域の例

○ : 小規模な公園が密集している地域の例

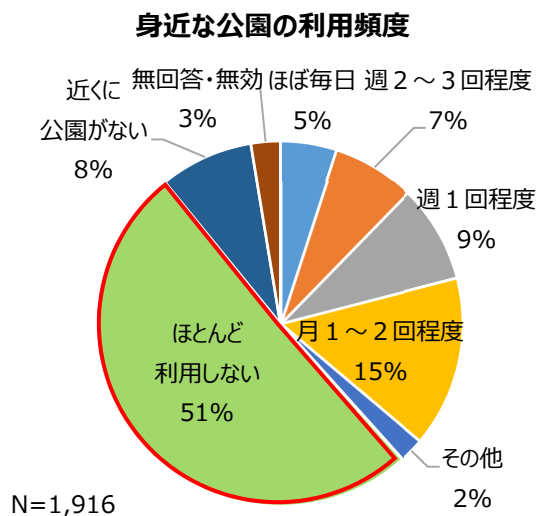
(2) 公園の利用状況と満足度について

令和元年度「みどりの市民意識調査」(市民5,000人を対象)の結果,身近な公園の利用頻度については,定期的に(週に1回程度以上)利用する人の割合は約20%で,ほとんど利用しない人は約50%となりました。

利用頻度について年代別でみると,30代と70代が,他の年代に比べて「利用している(ほぼ毎日,週2~3回程度,週1回程度,月1~2回程度の合計)」と回答した割合が高くなりました。20代と50代は,「利用している」との回答が30%以下と低い結果となっています。

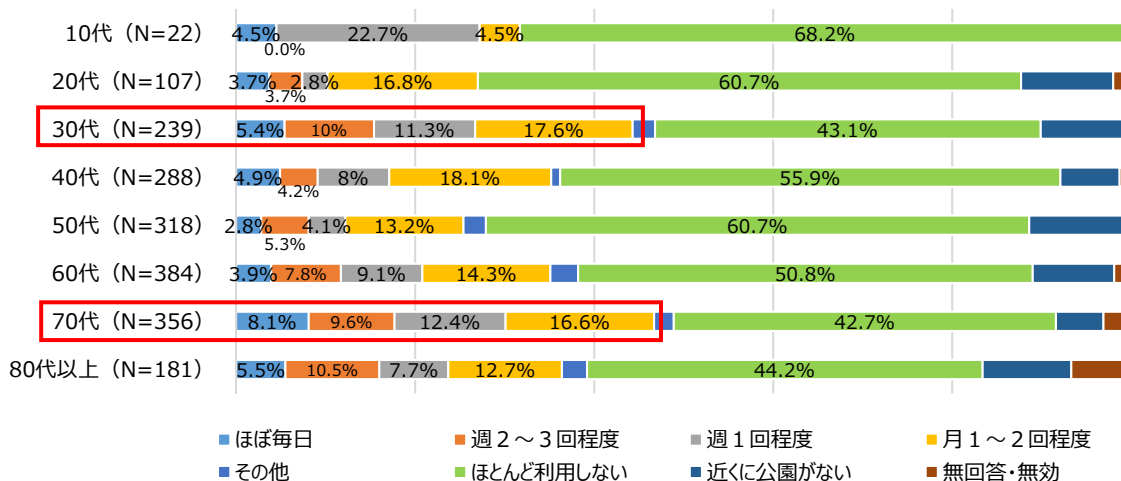
小学生以下の子どもの有無別で比較すると,「子どもがいる」と答えた人は,「子どもがいない」と答えた人よりも,公園を利用していると回答した人の割合が高く,約60%の人が公園を利用している結果となりました。

身近な公園が子育て世代や年配者に利用されている一方で,近くに公園があってもほとんど利用しないという人の割合も高いことから,利用したくなる公園整備や利活用の工夫が必要であると考えられます。

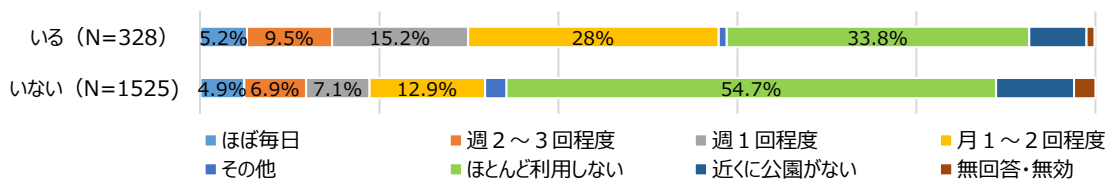


出典：令和元年度みどりの市民意識調査

身近な公園の利用頻度(年代別)



身近な公園の利用頻度(小学生以下の子どもの有無別)



出典：令和元年度みどりの市民意識調査

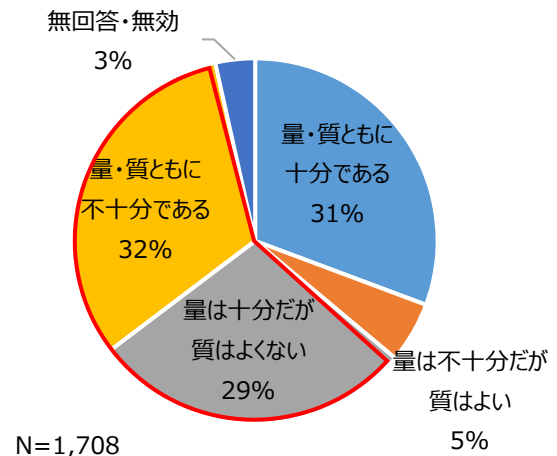
令和元年度「みどりの市民意識調査」では、住まいの近くの公園の満足度について、量・質ともに十分であると回答した人は約 30%で、約 70%の人は量または質のいずれかを不十分と回答する結果となりました。量については、不十分であると回答した人よりも、十分であると回答した人の割合が高く約 60%の人が量は十分であると回答しています。質については、十分であると回答した人よりも不十分であると回答した人の割合が高く、60%以上の人が質について不十分と回答する結果となりました。

また、令和2年度「仙台市遊びの環境に関する調査・研究」で実施した子どもの遊びの環境に関する保護者アンケート（市内在住で18歳以下の子供の保護者を対象）の結果、近所の公園の気に入っている理由としては、「自宅から近い」が最も多く、次いで「安全に遊べる」が多くなりました。

近所の公園の物足りない理由としては、「遊具や設備などが充実していない」が最も多く、次に「十分な広さがない」が多い結果となりました。

市内の公園において、量的な充足は図られつつあることから、今後は「公園の質の向上」が、より重要であると考えられます。

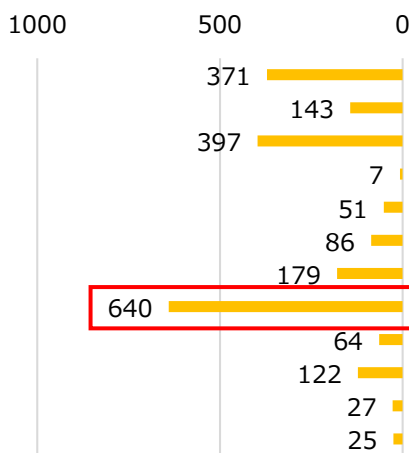
住まいの近くの公園の満足度



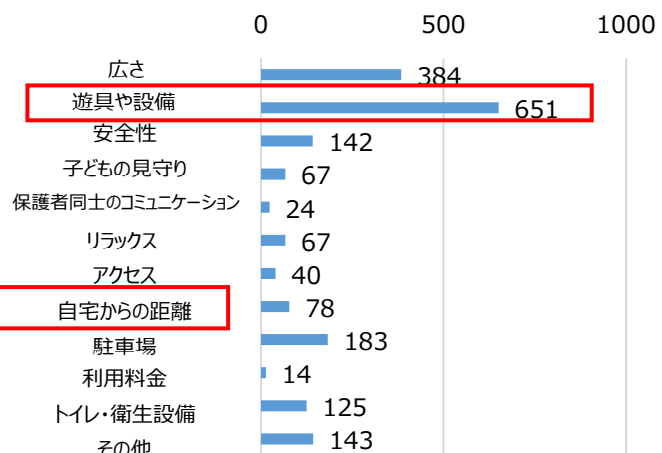
量：広さや数
質：施設の整備や管理の状況

出典：令和元年度みどりの市民意識調査

近所の公園で気に入っていること



近所の公園で物足りないこと

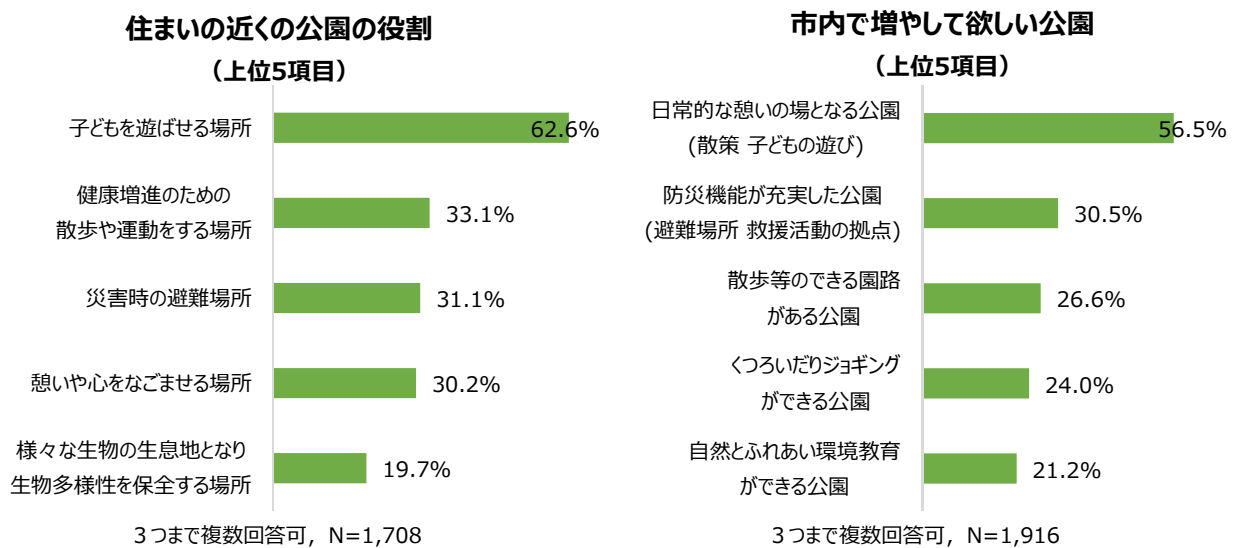


出典：令和2年度仙台市遊びの環境に関する調査・研究報告書

(3) 公園に求める役割や機能について

令和元年度「みどりの市民意識調査」では、住まいの近くの公園の役割について、「子どもを遊ばせる場所」が最も高く、次に「健康増進のための散歩や運動をする場所」、「災害時の避難場所」の順に高い回答となりました。また、仙台市内で増やして欲しい公園は、「日常的な憩いの場となる公園」が最も高く、次に「防災機能が充実した公園」、次いで「散歩等のできる園路がある公園」「くつろいだりジョギングができる公園」が多く選ばれる結果となりました。

日常的な利用のほか、散歩やジョギング等の軽い運動ができる公園、災害時の避難場所や救援活動の拠点場所となる防災機能が充実した公園や自然環境を保全する公園などが望まれており、公園ごとに求められる多様なニーズへの対応が必要となっています。



出典：令和元年度みどりの市民意識調査

これらの現状より、次のとおり本市の公園の整備における課題が挙げられます。

整備における主な課題

◆公園の配置バランスの適正化

公園の量については、一定程度の確保がされている一方で、地域によって面積や配置の偏りがあり、公園が過密な地域での公園機能の分担や公園空白地におけるオープンスペースの確保が必要となっています。

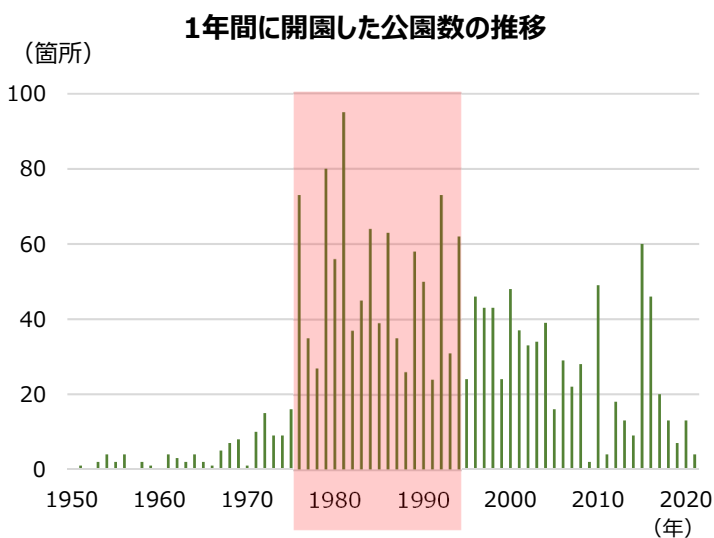
◆様々な市民ニーズへの対応

健康志向、防災意識や自然環境への関心の高まりなど、多様なニーズに対応した公園整備や公園施設の更新時における仕様の見直しが必要となっています。

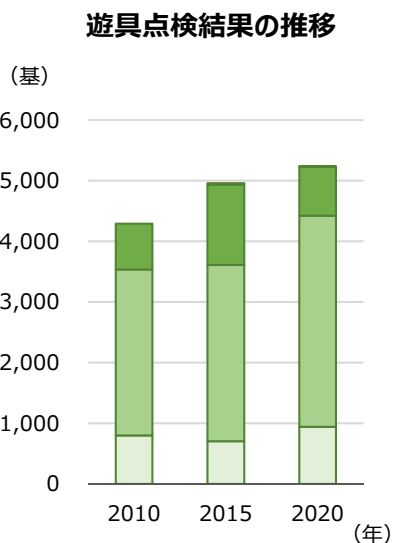
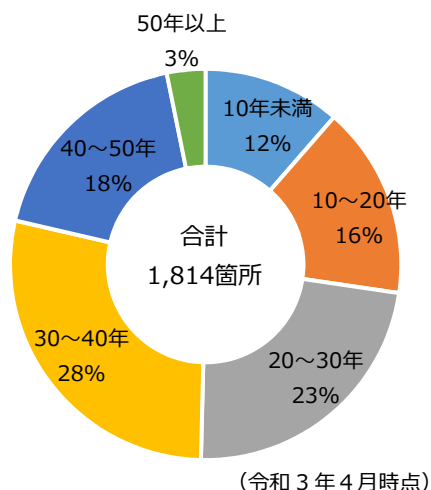
(4) 公園の維持管理の状況

本市の公園は、急速な都市化に伴って昭和 50 年代後半以降、多数の公園が整備されてきました。現在、開園後 30 年以上を経過する公園が半数近くあり、遊具や外柵等の施設の老朽化が進行している状況です。開園後 20 年以上経過している公園も 2 割を超えており、それらの公園も今後、施設の更新の時期を迎えることから、公園利用者の安全性を確保するため、施設の改修や更新など適切な老朽化対策が必要となっています。

また、公園数や公園面積の増加に伴い、公園管理費も年々増加しています。平成 30 年（2018 年）には、公園管理費が公園整備費を上回るなど、今後、維持管理費が予算に占める割合が大きくなり、予算の圧迫が懸念されることから、より効率的・計画的な維持管理が求められています。

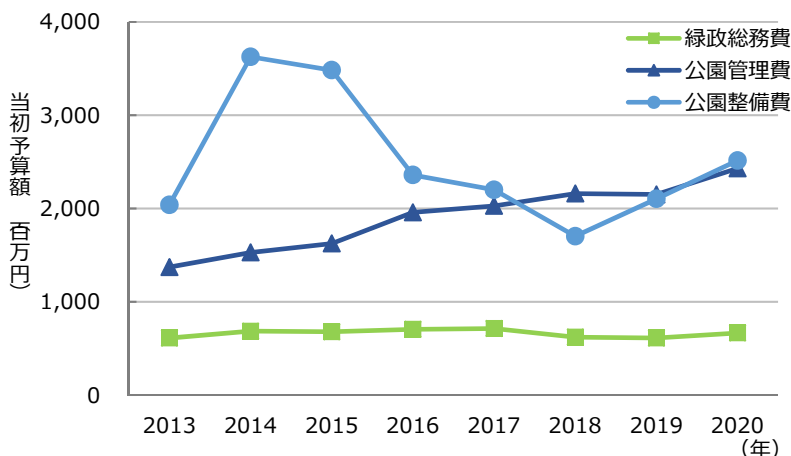


都市公園開園後の経過年数



- A異常なし
- B要経過観察
- C要修繕
- D撤去

公園関連予算の推移



- 緑政総務費：緑化助成や緑の啓発等に関する予算
- 公園管理費：公園緑地の維持管理に関する予算
- 公園整備費：公園緑地の整備や施設改修に関する予算

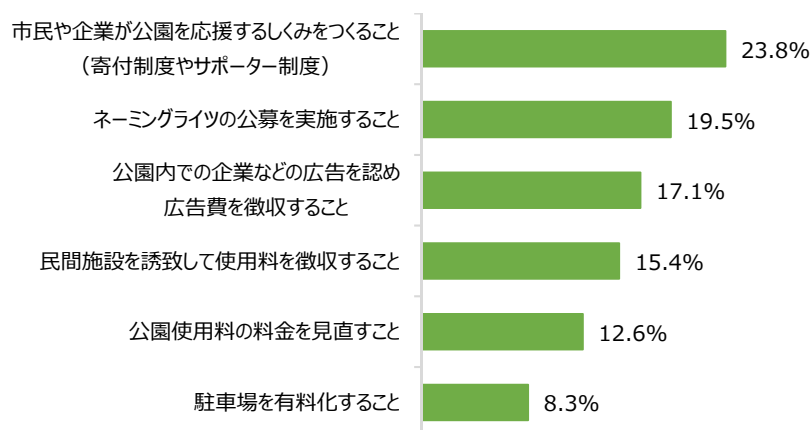
出典：仙台市一般会計歳出決算事項別明細書

令和3年度に実施した「市政モニターアンケート」では、公園の魅力向上と維持管理の充実を図るための新たな財源確保に必要と考える取組みとして、「市民や企業が公園を応援する仕組み（寄付制度やサポーター制度）をつくること」や「ネーミングライツの公募を実施すること」が多く選ばれる結果となりました。その他「移動販売車を活用して人の集まる公園，利益の得られる公園にする」「環境税の導入」などの意見もあり、公園の維持管理のための民間企業や利用者からの新たな財源について、積極的に活用するための仕組みづくりが必要となっています。

また、本市では、全国的にも早くから公園愛護協力が設立され、その結成率も高く、身近な公園における除草清掃などの公園管理の一翼を担っています。しかし、活動主体の高齢化や参加者不足等により十分な活動が実施できなくなっている団体もあり、活動を活性化するための支援制度や担い手確保が必要となっています。

新たな財源確保のために必要と考える取組み

（3つまで複数回答可，N=421）



出典：令和3年度市政モニターアンケート

これらの現状より、次のとおり本市の公園の維持管理における課題が挙げられます。

維持管理における主な課題

◆施設の老朽化への対応

開園後 30 年を超える公園数の増加に伴い、改修・更新が必要な施設が増加することから、効率的・計画的な改修が必要となっています。

◆新たな財源の確保

厳しい財政状況の中、施設や維持管理に関するコスト縮減、新たな財源確保の方法について検討が必要となっています。

◆地域や民間との連携強化

公園愛護協力が、市民活動団体による活動や企業の社会貢献活動等が行われやすい環境づくりとともに、新たな担い手の確保が必要となっています。

(5) 公園の利活用の状況

本市の公園では、テニスコートや野球場等の有料施設やキャンプ場、馬術場等において平成 16 年度より指定管理者制度を導入し、民間事業者等による施設の運営に取り組んでいます。

令和 3 年度に実施した「市政モニターアンケート」では、公園を利用したくなる目的として「季節の花や樹木を楽しむ」が最も多く、「移動販売車の利用」や「筋トレ・ストレッチ」といった新たな利用目的も多く選ばれました。その他、「ボール遊び・バスケットボール」「動物の観測会」「森林浴」「読書」などの意見もあり、色々な利用ができる公園を望む意見が出されました。また、身近な公園の魅力を向上させるために力を入れるべき点としては、公園の除草や植栽・トイレ・遊具等の公園施設のメンテナンスを望む意見が多くなりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を通して市民のライフスタイルは変化しており、公園利用者のニーズが多様化する中、より魅力的な公園とするためには、行政によるサービスだけではなく、市民活動団体や民間事業者等と連携し、民間のノウハウを活用した公園サービスにも取り組んでいく必要があります。

近年、市民活動団体等が主体となって、自己実現の場やまちの活性化を図るため、公園を活用する事例も増えてきています。公園は、多くの人々が関わる場所であることから、公共性・公益性や利用者の安全性を確保するため、利用上のルールを定めていますが、市民活動団体や民間事業者による取り組みが公園サービスの向上や公園周囲の地域活性化へも大きく影響することから、公園での様々な活動がより円滑に実施できるような仕組みやルールの設定（利用の許可に関すること、協議会の設置、公園ごとの使い方ルールの設定）など、柔軟な公園運営が求められています。

公園の指定管理者導入状況（令和 3 年 4 月現在）

施設の種類	公園数	施設数
有料運動施設	29 公園	46 施設（野球場、庭球場、体育館等）
公園施設	2 公園	3 施設（キャンプ場、冒険広場、馬術場）

公園の指定管理者による自主事業の取り組み

「親子デイキャンプ教室」



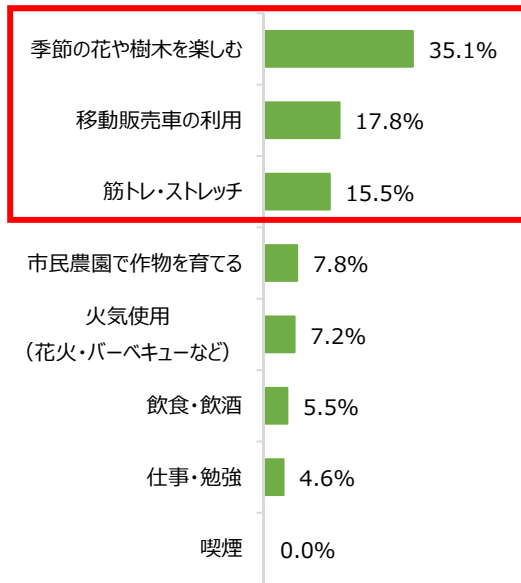
「スポーツ教室」



「イベント開催」

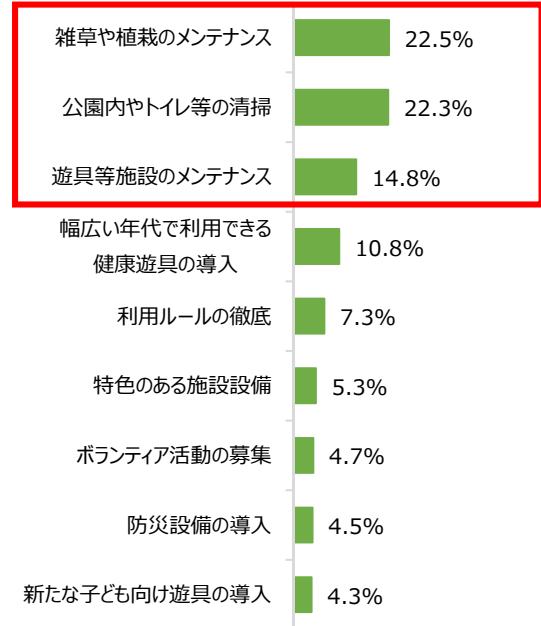


どのような目的であれば今以上に
公園を利用したいか



3つまで複数回答可, N=348

身近な公園の魅力を上昇させるために
特に力を入れるべき点



3つまで複数回答可, N=507

出典：令和3年度市政モニターアンケート

これらの現状より、次のとおり、本市の公園の利活用における課題が挙げられます。

利活用における主な課題

◆ 新たな運営主体との連携

市民ニーズに応じた魅力的な公園とするため、市民活動団体・民間事業者と連携した新たな公園運営の手法の検討が必要となっています。

◆ 既存公園ストックの利活用

より柔軟な公園の利用を可能とするルールや、イベント利用の活性化を図るための仕組みの検討が必要となっています。

3. 課題

本市の課題について、みどりの基本計画では、課題①～③のとおり整理しています。

前述の公園の現状で挙げられた公園の整備・維持管理・利活用の課題より、公園についても次のとおり課題が整理されます。

<課題①>

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害，国内外の交流人口の拡大等により顕在化する都市間競争など，大きく変化する社会状況への対応が求められる中で，みどりをまちづくりの重要な資源として捉え，その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

⇒**歴史・文化・自然景観などの個性や地域ごとの特色を踏まえながら，公園における空間や施設，周辺の自然環境等，公園資源をまちづくりの重要な資源とらえらるとともに，公園緑地のもつヒートアイランド現象の緩和や雨水貯留機能などの多様な機能を有効に活用する必要があります。**

<課題②>

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に活用できるように，法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進や都市緑化の質の向上，公園や街路樹等の老朽化や安全性の確保への対応など，みどりの適正な維持管理や配置を行い，質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

⇒**長期的な視点に立った計画的な施設の更新を行うとともに，公園の過密な地域においては，機能再編等により施設の量の適正化を図り，安全で質の高い公園運営を進めていくほか，新たな財源確保により，持続可能な公園管理を行う必要があります。**

<課題③>

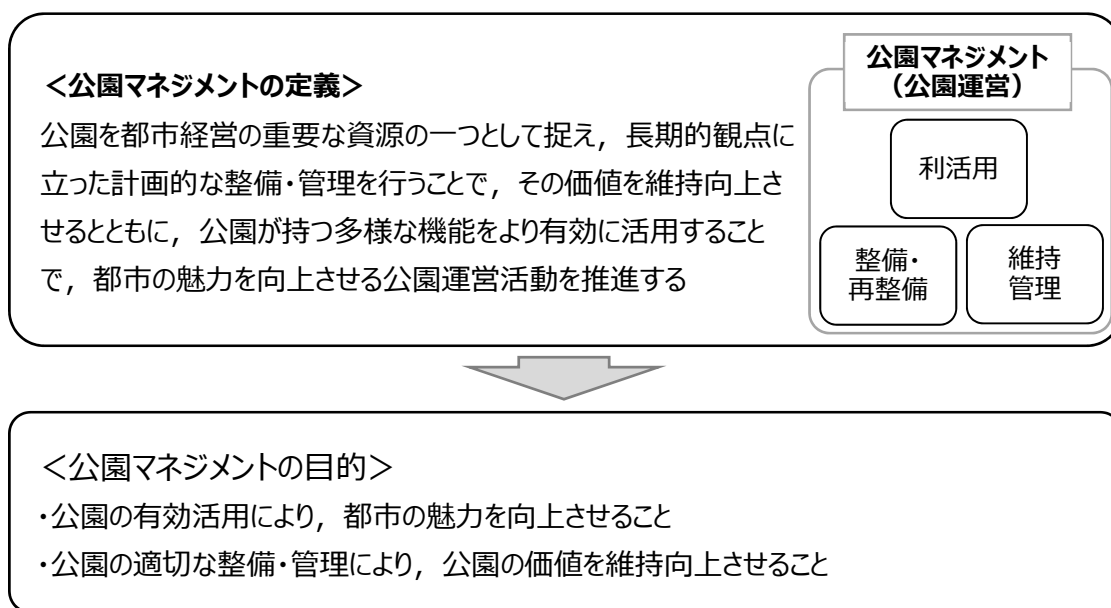
みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために，市民や市民活動団体，事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。

⇒**地域団体や市民活動団体，民間事業者等の多様なパートナーと連携し，公園の維持管理や利活用に多様な主体が関わる仕組みづくりに取り組むほか，より一層公園利用者の目線に立ち，公園の特性を活かした，より柔軟な利活用を推進する必要があります。**

第3章 公園マネジメント

1. 公園マネジメントの推進

公園における整備・維持管理・利活用の課題解決に向けては、みどりの基本計画で示している「公園マネジメント」を推進していくこととします。



公園マネジメントを推進するため、基本的な考え方を次のとおり設定し、具体的な取組みを展開していきます。

<考え方1>都市のにぎわい創出～仙台ブランドを発信するにぎわいのある公園づくり～

(主な対象公園：中心部や地下鉄沿線の公園、総合公園・広域公園等)

- ・まちの中心部や地下鉄沿線において、多様なイベント開催や公園資源の活用等により、仙台文化の発信やまちのにぎわいを創出する公園づくりを行います。
- ・仙台の歴史や文化及び青葉山や広瀬川などの自然を生かし、観光拠点ともなる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を進め、新たな価値を創造する公園運営管理を行います。

<考え方2>地域コミュニティの醸成～地域の交流を育むみんなの公園づくり～

(主な対象公園：街区公園、近隣公園、地区公園、河川公園等)

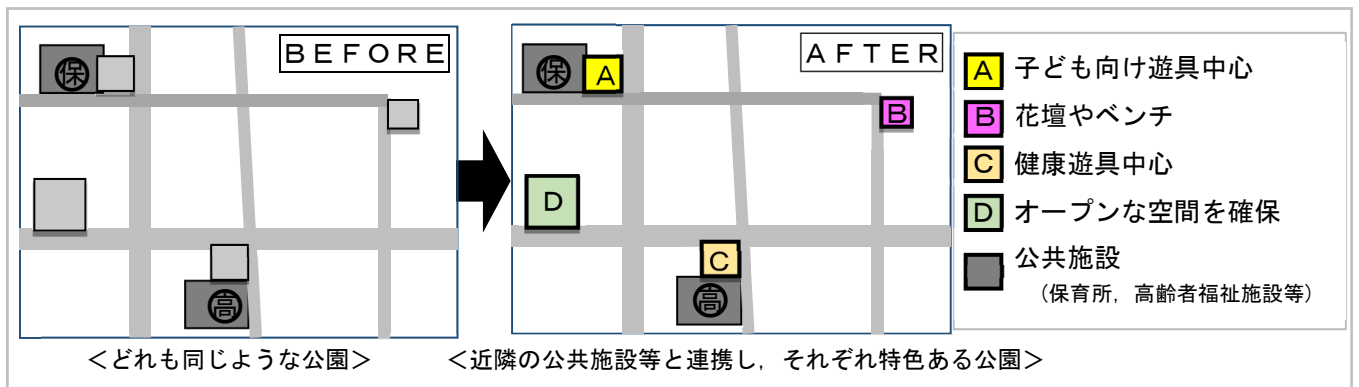
- ・子育て世代、高齢者、若者などの多様な市民ニーズを捉え、身近な公園となる街区公園においては、地域の顔となるような、特色を生かした公園づくり^{*}を行います。
- ・規模の大きな公園においては、機能を集積し、多様な利用ができる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を図り、地域ごとの柔軟な公園運営管理を行います。

※地域の特色ある公園づくりのイメージ

公園施設の老朽化対策とともに、周辺住民の人口構成の変化や地域ニーズ等に応じ、小規模な公園では複数の公園で機能を分担するなど、それぞれに特色のある公園づくりを行います（次ページ「複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方」参照）。

また、公園に近接する保育所や高齢者福祉施設等の社会福祉施設とも連携した公園づくりを行います。

機能分担による整備のイメージ図



複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方

再整備にあたり、複数の公園で機能分担を行う際には、次の考え方に基づいて行います。

○街区公園に求められる機能

街区公園は市民に最も身近な公園であり、防災・環境保全・景観形成・休養・遊び・地域コミュニティ形成等の様々な機能が求められます。しかしながら、街区公園の面積により確保できる機能が異なることから、複数の街区公園で機能分担を検討するにあたり、便宜的に面積区分を行い、区分毎の主な機能を設定します。

街区公園が有する機能と広さの目安

街区公園が有する機能と広さの目安			
種 類 \ 機 能	防災・環境・景観・休養機能等	子育て・健康づくり・コミュニティ形成・地域の防災拠点機能等	運動・にぎわい創出機能等
標準的な街区公園 概ね 2,500 m ² 以上	○	○	○
中規模の街区公園 概ね 1,000 m ² ～ 2,500 m ²	○	○	—
小規模の街区公園 概ね 1,000 m ² 未満	○	△ ※一部の機能を確保	—

○検討の対象地域

- ・小学校区を検討の単位とします。
- ・小学校区内に老朽化により面的な整備が必要となる公園が複数存在し、互いに誘致圏が重なって存在する場合に、機能分担を検討することとします。

○機能分担の考え方

- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に標準的な街区公園や中規模の街区公園が存在する場合は、それらの公園で必要な機能を確保した上で、その他の小規模の公園において機能特化を検討します。
- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に小規模の公園のみが存在する場合は、狭小な公園間で機能分担し、各公園において機能特化を検討します。

○事業の進め方

- ・今後、対象地域を選定し、機能分担に係る事業計画を策定した上で、順次再整備を進めることとします。
- ・事業実施に当たっては、公園の現況調査や地域住民の意向を踏まえ、公園の機能分担の方針を決定した上で、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- ・整備完了後には、機能分担による再整備効果を測定・評価し、随時事業手法の見直しを行います。

〈考え方3〉自然との共生～まちと自然をつなげる身近な杜づくり～

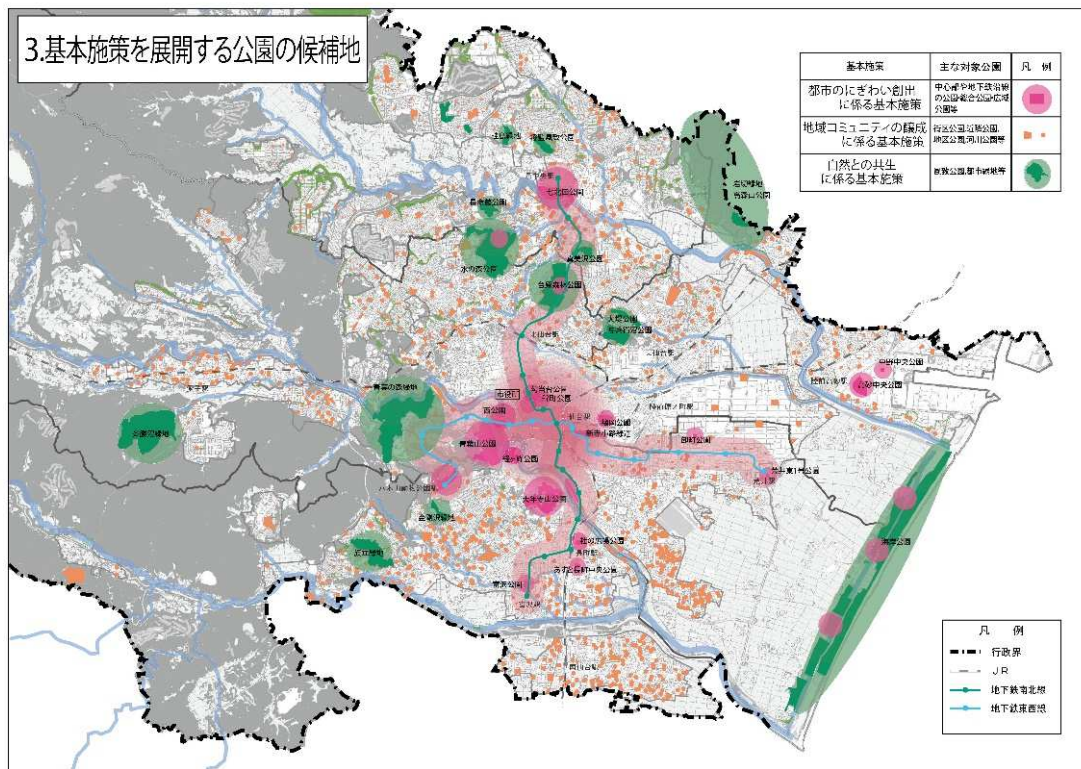
(主な対象公園：風致公園，都市緑地等)

- ・都市部の緑地のネットワークや地域生態系に配慮した緑地管理を行い，生物多様性の保全に努めます。
- ・緑地が市街地に隣接するという立地特性を生かし，自然を学び・遊ぶ公園づくりを行います。
- ・市民活動団体や民間事業者など，様々な団体との連携を強化し，多くの市民が参加できる緑地の保全と利活用を進めます。

〈考え方4〉施設マネジメントの推進～誰もが安全に安心して利用できる公園づくり～

(対象公園：全公園)

- ・公園施設について，紫外線による劣化等への耐久性の高い資材を使用するとともに，予防保全等の観点を踏まえた総合改修計画に基づく施設マネジメントを行うことにより，持続可能な公園経営に取り組めます。
- ・公平な公園サービスの提供や，防災の観点から，公園空白地の解消に向けた取り組みを進めます。
- ・誰もが安心して公園が利用できるよう，公園施設のバリアフリー化や，ユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・公園緑地の整備を通じ，みどりの有する多様な機能を引き出し，効果的・効率的にグリーンインフラを推進することにより，付加価値の高い公園づくりを進めます。
- ・市民，市民活動団体，民間事業者など，みんなが公園づくりに関わる機会を創出し，みんなが愛着を持てる公園づくりを行います。

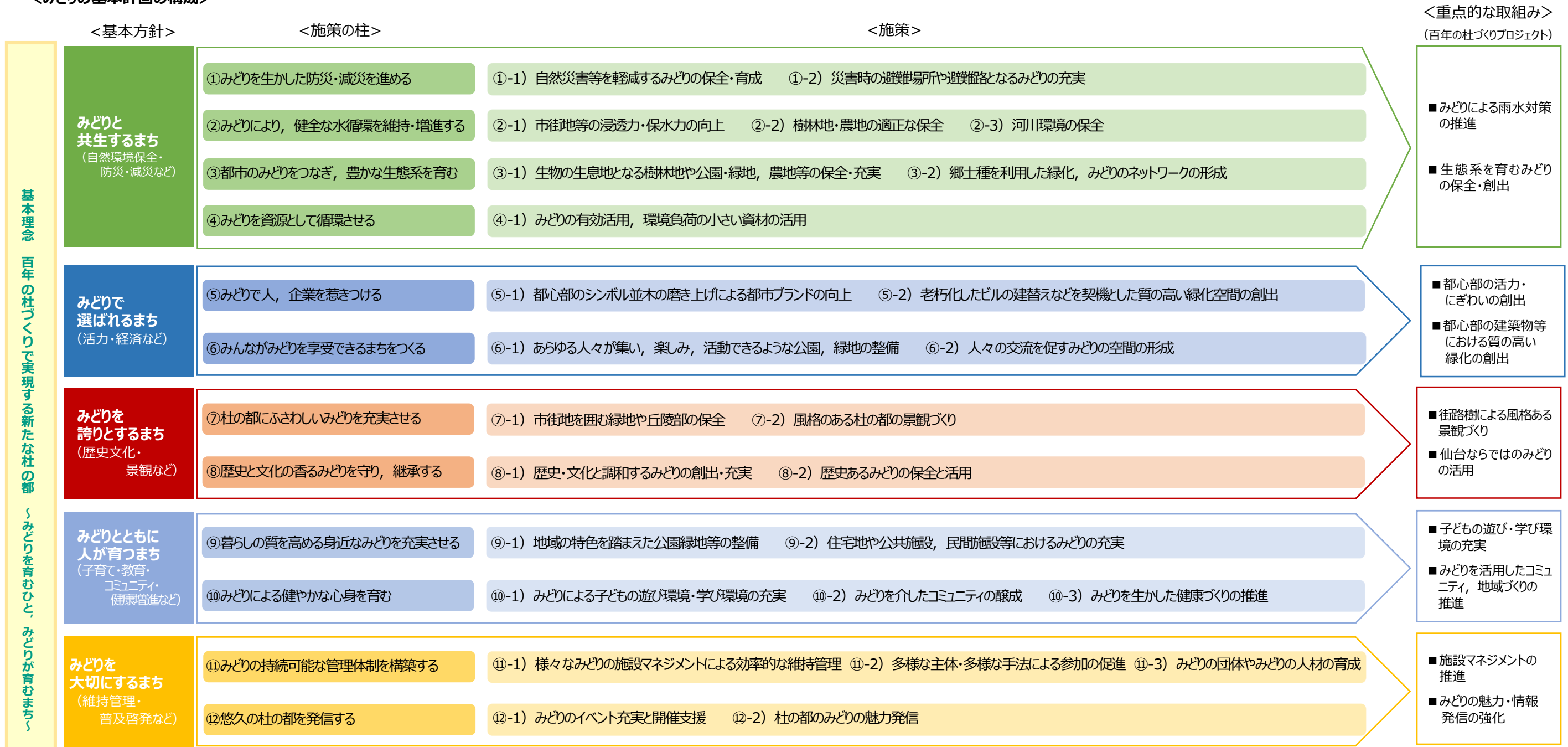


施策を展開する公園の候補地

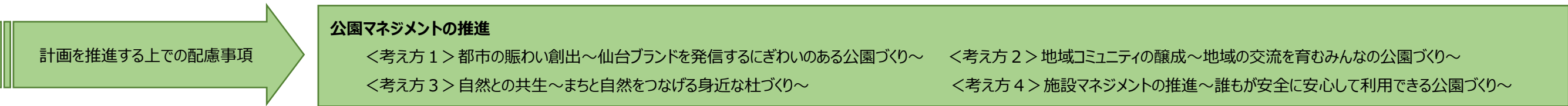
2. 公園マネジメントに関する事業・取組み

みどりの基本計画では、次の5つの基本方針を定め、施策を推進することとしています。また、その中で基本理念の実現に向けた重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）を設定しています。公園についても、5つの基本方針・施策の柱ごとに事業・取組みが位置付けられており、公園マネジメントを推進するため各事業・取組みを進めていくこととします。

<みどりの基本計画の構成>



基本理念 百年の杜づくりで実現する新たな杜の都
みどりを育むひと、みどりが育むまち



(1) 〈考え方1〉都市のにぎわい創出～仙台ブランドを発信するにぎわいのある公園づくり～

① 施設の利活用による魅力アップ

広場や緑道等の空間利用の仕組みをつくることや、公園施設を有効に活用することで、公園の魅力を生み出します。

また、公園資源やイベント等の情報発信を強化し、観光資源としてのPRも行います。



定禅寺通における社会実験

〔取組み〕

- ・定禅寺通魅力アップ事業
- ・勾当台公園再整備事業
- ・都市公園ガイドブックの作成

〔みどりの基本計画 施策〕

【重点】

- ・⑥-2) ⑦-2) ⑧-2)

【重点】

- ・⑥-1) ⑧-1)
- ・⑫-2)

② 民間施設誘致による利用サービス向上

公園の魅力をより一層向上させるため、公園の特性や周辺環境、利用者ニーズに応じて飲食店や売店、レクリエーション施設等の民間施設を誘致し、新たな公園サービスを提供します。

〔取組み〕

- ・公園を活用した東北の魅力発信事業
- ・榴岡公園の民間事業者による新しい公園サービスの提供
- ・PFIなどの民間活力を導入した整備・管理手法の検討

〔みどりの基本計画 施策〕

- ・⑥-2)

- ・⑥-2)

- ・⑥-2)



勾当台公園におけるカフェの設置



榴岡公園におけるヨガ教室の実施

③ 民間パートナーと連携した新たな運営管理

市民活動団体や民間事業者等の民間パートナーとの連携により、専門的な技術、経験を取り入れ、多様な運営管理を展開することで、公園サービスを向上させます。

〔取組み〕

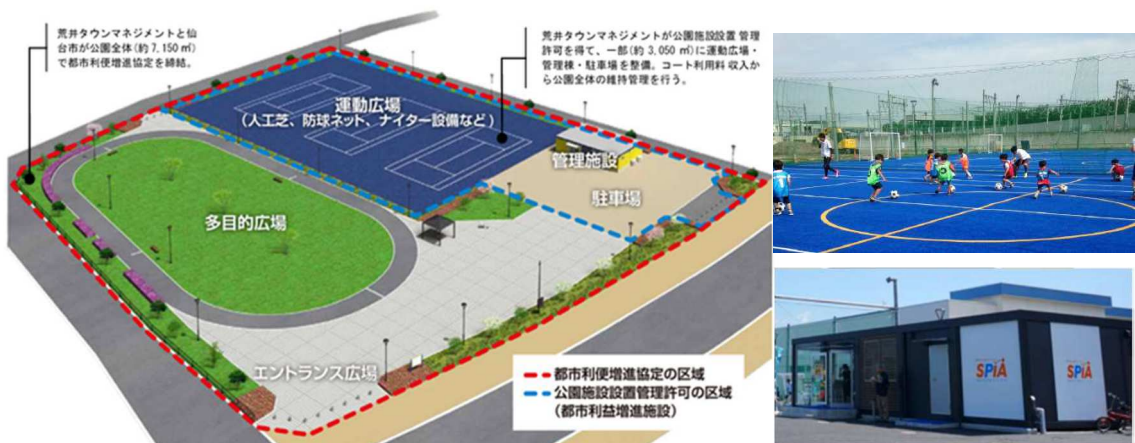
- ・荒井東1号公園の民間事業者による運営管理
- ・都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進
- ・杜の広場公園利活用事業（杜の広場にぎわいづくり協議会）
- ・指定管理者制度などによる公園管理の充実
- ・西公園の官民連携による運営管理の推進

〔みどりの基本計画 施策〕

- ・⑥-2) ⑪-1)

【重点】

- ・⑥-2)
- ・⑥-2)
- ・⑪-1)
- ・⑪-1)



荒井東1号公園における都市再生推進法人（荒井タウンマネジメント）による施設の運営・管理



肴町公園を活用したイベント開催



西公園パーク・マネジメント社会実験

(2) 〈考え方2〉地域コミュニティの醸成～地域の交流を育むみんなの公園づくり～

① 地域の特色ある公園づくり

公園施設の老朽化対策とともに、周辺住民の人口構成の変化や地域ニーズ等に応じ、小規模な公園では複数の公園で機能を分担するなど、それぞれに特色のある公園づくりを行います。また、公園に近接する保育所や高齢者福祉施設等の社会福祉施設とも連携した公園づくりを行います。

〔取組み〕

- ・都市公園の機能再編事業
- ・身近な公園整備・再整備事業
- ・土地区画整理地区の公園整備事業

〔みどりの基本計画 施策〕

【重点】

- ・⑥－1) ⑨－1) ⑪－1)

【重点】

- ・⑨－1)
- ・⑨－1)

② 多様な利用ができる地域の拠点公園づくり

公園施設の整備・再整備の実施にあたっては、選択と集中の観点を重視し、地域の拠点となる公園においては、新たなニーズへの対応やコミュニティの核となるよう多様な機能を集積します。

〔取組み〕

- ・交通公園等機能特化型公園整備事業
- ・上杉公園再整備事業
- ・将監ふれあい公園再整備事業
- ・鶴ヶ谷中央公園再整備事業
- ・水と親しむ公園づくり
- ・公園緑地を活用したウォーキング等の健康づくりの推進

〔みどりの基本計画 位置づけ〕

- ・⑨－1)
- ・⑨－1)
- ・⑨－1)
- ・⑨－1)
- ・⑨－1)

【重点】

- ・⑩－3)



交通公園の再整備検討



将監ふれあい公園子どもワークショップの様子

③ 地域に根差した柔軟な管理運営と利活用

仙台市公園愛護協力会等の地域団体との連携により、地域の実情に合った柔軟な公園運営管理を進めるとともに、市民活動団体や民間事業者等の新たな運営管理のパートナーとの連携を進め、地域の顔となるような公園づくりを行います。

また、身近な公園に関わる情報を提供し、利用サービスを向上します。

〔取組み〕

- ・公園愛護協力会の支援
- ・公園マネジメント事業の推進体制の充実
- ・市民参加による公園管理運営
- ・公園の施設情報の発信

〔みどりの基本計画 施策〕

【重点】

- ・⑩－２ ⑪－３)
- ・⑪－１)
- ・⑪－２) ⑫－１)
- ・⑫－２)



公園愛護協力会による花壇管理



市民活動団体が主体となった花壇設置
(西公園歩話人ロード)

④ 子育てを応援する公園づくり

公園緑地において、自由な発想を養える遊び場やみどりとふれあい学べる自然体験の場を充実させることで、子どもの心身の健全な育成に取組み、子どもの成長を支える公園づくりを行います。

〔取組み〕

- ・子どもの遊び環境の充実
- ・プレーパークの拡充

〔みどりの基本計画 位置づけ〕

【重点】

- ・⑩－１)

【重点】

- ・⑩－１)



遊び環境の整備・更新の検討



公園におけるプレーパークの活動



(3) 〈考え方3〉自然との共生～まちと自然をつなげる身近な杜づくり～

① 緑地保全から緑地利活用へ

都市部の緑地のネットワーク化や地域生態系に配慮した緑地保全管理を進めます。また、都市部に多くの緑地が存在する本市の立地特性を生かし、自然を学び、体験する等の緑地の価値を再発見できるような利活用を推進します。

〔取組み〕

- ・水の森公園の管理・利活用
- ・豊かな自然を生かした体験型プログラムの創出

〔みどりの基本計画 施策〕

- ・③－1)
- ・⑥－2)

② 市民参加型の緑地運営管理の推進

緑の活動団体等の市民活動団体や民間事業者と連携し、多くの市民が緑地の保全と利活用に多様な形で参画できるような新しい緑地運営管理手法を創出します。

〔取組み〕

- ・太白山自然観察の森の樹林地管理
- ・公園緑地における樹林地管理
- ・元気もり森まもり隊事業
- ・東部沿岸地域の官民連携による緑地運営管理
- ・市民参加による樹林地管理

〔みどりの基本計画 施策〕

- ・③－1)
- 【重点】
- ・③－1)
- 【重点】
- ・⑩－2) ⑪－2)
- ・⑪－1)
- ・⑪－2) ⑪－3)



ふるさとの杜再生プロジェクトによる
海岸林の植樹・育樹



緑の活動団体による
緑のボランティア体験会

(4) 〈考え方4〉施設マネジメントの推進～誰もが安全に安心して利用できる公園づくり～

① 施設マネジメント計画による効率的な維持管理

遊具や植栽等の公園施設の定期的な点検及び計画的な維持管理により，利用者の安全と利用サービスの安定的な提供を確保します。また，防災や環境保全の観点を含め，社会情勢の変化に応じた公園の役割や機能を見直し，効率的かつ効果的な施設の整備・更新を進めます。

〔取組み〕

- ・公園利用実態調査
- ・公園施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入
- ・公園施設の長寿命化
- ・公園施設の安全パトロール
- ・公園遊具の定期点検
- ・防犯にも配慮した公園施設や公園樹の適正な管理
- ・都市公園台帳管理システムの保守点検・更新

〔みどりの基本計画 施策〕

- ・⑨－1)
- ・⑥－2)

【重点】

- ・⑩－1)
- ・⑩－1)
- ・⑩－1)
- ・⑩－1)
- ・⑩－1)



毎年行っている遊具点検の様子

② グリーンインフラ機能を高めた公園づくり

市街地の公園整備・再整備において，透水性舗装や芝生広場，雨庭等を積極的に整備し，みどりが有する雨水の貯留・浸透機能をこれまで以上に活用することで，都市型水害への対策を行うとともに，魅力ある都市空間の形成を図ります。

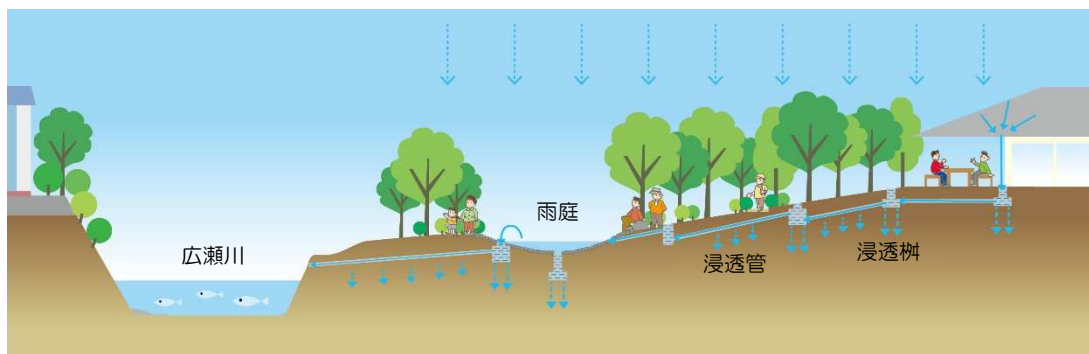
〔取組み〕

- ・公園緑地における透水性舗装や雨庭等の整備

〔みどりの基本計画 施策〕

【重点】

- ・①－1) ②－1)



青葉山公園における雨水浸透施設の整備イメージ

③ みんなが関わるみんなの公園づくり

市民活動団体・民間事業者の社会貢献活動や多様な寄附制度の展開を行うことにより、公園に多様な主体が関われる仕組みや制度づくりを行います。また、整備・維持管理・利活用の様々な場面で多くの市民が参画し、みんなが愛着を持てる公園づくりを進めます

〔取組み〕

- ・多様な寄付制度の創設
- ・公園施設等へのネーミングライツの導入
- ・百年の杜づくり推進基金の充実

〔みどりの基本計画 施策〕

- ・⑪－１)
- ・⑪－２)
- ・⑪－２)

④ 自然災害から市民の安全を守るみどりを育む

地震や豪雨災害等の自然災害発生時に、一時的な避難場所や帰宅困難者の一時滞在場所ともなり得る公園緑地の整備を推進し、都市部における防災対策を行います。災害時には、地域住民や近隣企業と連携できるよう、みどりの防災機能について普及・啓発に努め、災害時における公園利用ルールづくりに取組みます。

また、公園緑地の急傾斜地については、異常の早期発見に努め、必要な安全対策を講じることで土砂災害防止を図ります。

〔取組み〕

- ・都市公園の防災対策・機能向上
- ・公園空白地の解消
- ・災害時の公園利用ルールづくり
- ・災害時の地域団体や企業との連携
- ・公園施設（法面）健全度調査
- ・急傾斜緑地防災事業

〔みどりの基本計画 施策〕

- ・①－２)
- ・①－２) ⑨－１)
- ・①－２)
- ・①－２)
- ・⑪－１)
- ・⑪－１)

第4章 事業・取組みの進行管理

公園マネジメント推進に関する事業・取組みにあたっては、次のとおり進行管理を行います。

1. 事業の進行管理

(1) 進行管理

公園マネジメント推進に関する事業・取組みの実施状況については、みどりの基本計画における進行管理により行うこととします。

(2) 事業の評価と見直し

事業・取組みの実施については、その手法や効果を定期的に評価し、改善していくため、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）を繰り返すPDCAサイクルによって、事業を推進していきます。

2. 事業の推進体制

事業の推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者、行政、それぞれが利用者、所有者、管理者としての役割を担い、連携して取り組んでいく必要があります。そのため、関係者が共通の意識を持って事業の実現に取り組んでいけるよう、意見交換等を行うプラットフォームとなるような場づくりを進めていきます。

また、公園には、森林等の環境保全、子育て、健康、観光、景観形成や都市の賑わいづくりなど様々な役割があり、関係する部局が多岐にわたるため、関係部局との連携を強化していきます。

= 參考資料 =

✎✎✎ 都市公園の種類 ✎✎✎

都市公園は、地域の身近な利用を想定した公園、市内全域の利用を想定した公園、樹林地主体の公園や運動施設主体の公園など様々な公園があり、その利用目的や利用者の誘致距離などにより種類があります。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	都市林	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的として配置する。
	広場公園	主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的として配置する。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※) 近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位


出典：都市公園法解説(改訂新版)より作成


✂✂✂✂ 他都市における参考事例 ✂✂✂✂

公園マネジメントの推進のうち、多様なパートナーとの協働や民間活力導入の推進については、様々な取組みがあります。以下に、他都市における取組みの参考例を示します。

<参考例…ネーミングライツ>

自治体名	宮城県（多賀城市）
公園名	モウーっとギューっとうしちゃんファーム仙台港多賀城緑地公園（県立公園）
内容	<p>・宮城県では、県有財産の有効活用により歳入確保を図るため、県立都市公園のネーミングライツ契約を行っている。</p> <p>・「仙台港多賀城地区緩衝緑地」に対してネーミングライツ契約が行われ、略称として「うしちゃん多賀城緑地公園」で親しまれている。</p> <p>○ネーミングライツ取得企業： 有限会社うしちゃんファーム</p> <p>○契約金額：年間 30 万円（消費税等別）</p>




デザイン提供: 株式会社デザインコ 

出典：有限会社うしちゃんファーム HP



<参考例…公募設置管理制度（P-PFI）>

自治体名	京都府京都市
公園名	大宮交通公園
内容	<p>・大宮交通公園は、園内施設の老朽化や、公園の一部に消防署が移転することを契機に、防災機能強化と自転車の安全教育を中心とした交通学習施設の再整備を目的として、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用している。</p> <p>○Park-PFI 制度を活用し、公募対象施設を除く全面的なリニューアルにより、民間活力導入によるサイクルセンター・カフェなどの施設整備や、自転車教室をはじめとする公園の管理運営がなされている。</p>



出典：大和リース株式会社 HP

<参考例…市民協働>

自治体名	兵庫県（三田市）
公園名	有馬富士公園（県立公園）
内容	<p>・市民活動団体が公園運営に参加し、住民の「参画と協働」を実現するための取組みとして、住民手作りのプログラム等を展開する「ありまふじ夢プログラム」を実施し、住民グループが企画運営する「キャスト」となり、一般来園者「ゲスト」に対してプログラムを提供している。</p> <p>・プログラムは、住民委員や行政（兵庫県，三田市），兵庫県園芸・公園協会等で構成される「有馬富士公園運営協議会」で認証されたものとなり，公園内センターの居室や備品等が無料で利用可能となる。</p> <p>○多様な住民グループが，それぞれやりたいことを企画・実施されることや交流を図ることとで，今までにない新たなコミュニティが創出されている。</p> <p>【活動風景】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【子どもクラフト】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【天体観測】</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">出典：兵庫県 有馬富士公園 HP</p>

<参考例…指定管理>

場所	広島県広島市
対象	広島市中区街区公園
内容	<p>・広島市東区の街区公園は，主に地域住民が利用する施設であり，利用実態に即した効果的，効率的な管理が可能である各地元町内会を指定管理者として維持管理を委託している。</p> <p>1.公園の管理運營業務</p> <p>(1) 利用調整（施設案内，利用指導，苦情対応）</p> <p>(2) 利用促進（事業実施，宣伝広報）</p> <p>(3) 災害時等の対応（応急作業）</p> <p>2.公園の維持管理業務</p> <p>(1) 施設管理（保守点検等，維持管理（清掃・除草等），施設修繕は除く）</p> <p>(2) 植物管理（樹木，芝生等の維持管理（剪定，かん水等））</p> <p>3.指定管理料（限度額）</p> <p style="text-align: center;">7,025万6千円/5年間</p> <p style="text-align: right;">出典：広島県広島市 HP</p>

雨庭(あめにわ)

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも呼ばれる。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、住民・事業者・権利者等が主体となって、地域資源を生かしたまちづくりや地域課題の解決等に継続的に取り組むまちづくりの手法。

オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物に覆われていない土地の総称。また、都市内では、建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取り組み）。

公園愛護協力会

公園ごとに組織され、街区公園の除草清掃、遊具施設の点検通報活動、園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組み、地域コミュニティづくりに貢献している市民団体。

公園空白地

街区公園の標準的な誘致距離である半径 250m の範囲に都市公園がない地域。

施設マネジメント

将来にわたって持続可能な都市運営を行うため、経営的な視点から施設を効果的・効率的に活用し、管理する活動。

指定管理者制度

従来、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営について、株式会社を初めとした企業・NPO 法人など様々な団体に包括的にゆだねることができる制度。本市では、平成 16 年(2004 年)度から導入している。

ストック

在庫品。手持ちの品。ある時点で存在する資源。

（施設の）長寿命化

建築物や公共施設、ライフラインなどにおいて、更新に係る費用の抑制と平準化を図るため、改修などにより耐用年数の延長を図ること。

都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能を総称したもの。

ネーミングライツ

施設に対して名称をつけることができる権利（施設命名権）。本市では、施設の管理運営等のための財源として有効活用するとともに、企業 PR や地域貢献などの場の提供を図るため、平成 18 年（2006 年）度から導入している。

PFI（Private Finance Initiative）

従来、国や地方公共団体が自ら行ってきた公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

ヒートアイランド現象

都市部でのエネルギー消費量の増加や緑地の減少、ビルなどの構造物が熱をため込むこと、道路がアスファルトやコンクリートで固められているために、地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起こる、都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象のこと。

プレーパーク

既成の遊具を置かず、子どもたちが工夫して、遊びを作り出すようにしている遊び場。子どもの安全確保に配慮しながら遊びを導き出すスタッフを置く。冒険遊び場とも言われる。

緑の活動団体

杜の都の環境をつくる条例第 34 条に基づき、認定された市民団体。本市では認定された団体に対し、緑に関する情報や活動支援などを行っている。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



仙台市公園マネジメント方針

令和4年3月

仙台市 建設局 百年の杜推進部 公園課
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
TEL : 022-214-8357 FAX : 022-214-8358